

經濟論叢

第六十三卷 第一・二號

伸銅工業における中小工業……………田 杉 競

家計調査の諸問題(下)……………山 本 正 治

大河内一男教授著『社會政策』(総論)……………岸 本 英 太 郎

京 都 大 學 經 濟 學 會

大河内一男教授著『社會政策』(總論)

岸 本 英 太 郎

號參照)、これは極めて不充分であつたばかりか、誤謬をも含んでいた。今『社會政策』の刊行に際し、更めて私の疑問を提起し、教授の御教示を請ひ度いと思ふ。

二

本書の序文で教授は「社會政策の本質理解について筆者自身の疑問を卒直に述べながら、むしろ定説の批判に終始している……」と述べられている様に、教授の社會政策理論の出発點はその最初の社會政策論文以來一貫して二つの傳統的な社會政策論、即ち新歴史學派の講壇社會主義と獨逸社會民主主義の社會政策論との、教授の表現を借りるならば、社會政策の道義論と政治論との批判の上に立ち、社會政策を資本制經濟の存立並びに發展のための國家的配慮の經濟政策の一環として把握するといふ事であつた。いはば社會政策の「經濟論」こそ教授の社會政策理論の全課題であつたのである。

教授は、本書第一章、社會政策の對象とその主體、において教授自身の社會政策理論の前提と本質を直截に論ぜられ、第二

社會政策の「理論」に於て、大河内教授の果された役割は誠に巨大である。否、社會政策の「理論」は教授によつて始めて確立に近づいた、と言ふ方が適當であらう。「勞働保護立法の理論」(昭和八年十一月號「經濟學論集」掲載、後「社會政策の基本問題」昭和十六年刊に收録)に於て既に大體確立された社會政策の理論は、其後の幾多の優れた諸論文によつて深められ(これらの諸論文は多く「社會政策の基本問題」に集録されている)、「マルクス主義と社會政策」(戦後經濟學の課題)(昭和二十二年九月刊所収)を経て、遂に「社會政策(續論)」の刊行(昭和二十四年二月刊)となり、ここに教授の社會政策理論は最後の到達點に達した様に思はれる。この意味で新著『社會政策』は極めて注目べき文獻である。

筆者は既に教授の「マルクス主義と社會政策」に關聯して、簡單ながら筆者自身の疑問と見解を申し述べたが(拙稿「社會政策の本質に關する一考察」勞働問題研究、昭和二十四年四月

章、社會政策の方法と概念、に於て前述の如き舊來の傳統的な社會政策論を徹底的に批判せられてゐる。この第一章、第二章がいはいは社會政策の抽象的な「理論」の究明と把握であるとすれば、第三章労働力の創出と獲得、第四章産業革命と労働階級、第五章労働者組織と社會政策、の三章は具體的な社會政策の「歴史」を通しての社會政策理論の究明と把握である。従つて第一章から第五章に至る叙述は、社會政策の論理的なものと歴史的なものとの統一に於ける把握であり、教授の社會政策把握に於ける慎重な方法的態度を示すものである。第六章社會政策の立場と構造、は本書の結論と見て差支なからう。

以下筆者は、本書につき、若干の疑問なり、見解なりを申し述べて見たいと思ふ。

三

周知の様にマルクスは「資本論」第一卷第三篇第八章（労働日）に於て、之を七節に分つて社會政策Ⅱ工場法成立の必然性を述べてゐるが、其の最初の節に於て「労働日の限界」を取扱つてゐる事は注目し得る。云ふまでもなく、労働日は單一的な一定数の時間ではなく、「必要労働と剩餘労働との總和、すなはち労働者が彼の労働力を補填するための價值を生産する期間と剩餘價值を生産する期間との總和」（マルクス）であり、従つて勞資をめぐる労働日の問題は現實的には剩餘時間の問題に轉化する。剩餘労働Ⅱ剩餘時間に對する資本の渴望は無制限で

あり、かくて「労働日の限界」を突破する必然性を持つものである。この無制限な資本（個別資本）の剩餘労働に對する渴望を「労働日の限界」内に抑制する事は資本制社會存立發展のための不可欠の前提である。ここに最初の社會政策Ⅱ工場法成立の必然性が存する譯であるが、この意味からも「労働日の限界」は正しく把握されねばならない。マルクスは述べてゐる——「……労働日は固定的な大いさでなくて流動的な大いさであるとは云へ、それは他方ではただ特定の限度内においてのみ變動し得る。……労働日は一の最大限度を有する。それはある特定の限界以上には延長されえないものである。この最大限度は二重に規定されてゐる。第一には労働力の肉體的な限度によつて、人間は二十四時間からなる一自然日の間には、ある一定分量の生命力しか支出できない。……一日のある部分のあひだ、労働力は休息し、睡眠せねばならず、また他の部分のあひだ、人間は食事し沐浴し衣服をつける等々といふやうな、他の肉體的諸欲望を充たさねばならぬ。かかる純粹に肉體的な限度を別としても労働日の延長は道徳的な諸限度にぶつつかる。労働者は精神のおよび社會的な諸欲望——それらの範圍および數は一般的な文化狀態によつて規定されてゐる——を充たすために時間を要する。だから労働日の變化は肉體のおよび社會的な諸限度の内部を運動する。だが、この二つの限度は甚だ伸縮自在なものであつて變動の餘地が極めて大である。かくて吾々は八時間、十時間、

十二時間、十四時間、十六時間、十八時間の、即ち極めて相異つた長さの諸労働日を見出す」(資本論第一卷、長谷部譯本五八七—八頁、以下「資本論」引用はすべて長谷部譯本による)

と。我々はここでマルクスが労働日の問題を、従つて又其の變動を、この「労働日の限界」内でのみ問題として、いる事を看過してはならないのである。所で、マルクスが労働日の標準化の問題を階級闘争の産物である、としているのは理論的には實にこの限度内に於ける労働日の變動——短縮の問題に外ならなかつたのである。即ち「かやうに全く伸縮自在な諸限度を度外視すれば商品交換そのものの本性からして労働日の何らの限界も、かくして剩餘労働の何らの限界も生じない。資本家が労働日を出来るだけ延長し、そして可能ならば「労働日を二労働日たらしめようと試みる場合には彼は購買者としての彼の權利を主張するのである。他方において販賣される商品の獨自な本性は、購買者によるその消費の或る限度を含んでいるのであつて、労働者が労働日を一定の標準的な大いさに制限しようと欲する場合には彼は販賣者としての彼の權利を主張するのである。かくしてこの場合には、共に等しく商品交換の法則によつて確認された權利對權利といふ一つの二律背反が生ずる。同様な權利と權利との間では暴力が裁決する。かくて資本制生産の歴史において労働日の標準化は、労働日の諸限度をめぐる闘争——總資本家すなはち資本家階級と總労働者すなはち労働者階級との間の

一の闘争——として現はれる」(「資本論」第一卷五九三—四頁、傍線岸本)と。

かくてマルクスは必然的に、標準労働日の問題を、事實的歴史的に研究せざるを得なかつたのであり、その限り標準労働日は強力によつてのみ即ち労働者と資本家との闘争によつてのみ決定され得るものであつたのである。だが「労働日の限界」(理論を労働日研究(事實と歴史)の前提として置いた事は、マルクスが労働日の問題をその解決といふ理論的關心において把握したことを示すものであつた、といふ事が出来よう(ローゼンベルグ)。「ただこの問題の特殊性は、それが商品、資本、剩餘價值の抽象的分析に基づき、抽象的演繹的方法によつて解決されず、歸納的記述的方法によつてのみ解決されうるといふ點にある」(ローゼンベルグ「資本論註解」邦譯一卷三三二頁)。

四

大河内教授も労働日の限界を社會政策理論の出發點であるとして次の様に述べられている。——「人格的なものが商品として、「労働力」として、資本の自由なる濫用の下に放置されてゐることに對する非難からは社會改良主義的道義論以外のものは生れて來ない。問題はまさに、生産要素たる「労働力」がその實、人格的存在たる労働者によつて據はれて居り、その限りに於て、資本の「労働力」充用上には、肉體的にも社會的にも越え難い制約が附されているといふ點の矛盾を解消することの裡

に社會政策の正しい理論の出發點がある……』(『社會政策』四三頁、以下引用書名無き限り總べて「社會政策」とする。岸本)と。かくて教授にあつてもマルクスと同様に、個別資本の剩餘勞働に對する吸血鬼的渴望(原生的勞働關係の展開)を「勞働日の限界」内に抑制し強制すること(原生的勞働關係の克服)に最初の社會政策Ⅱ工場法成立の必然性を求められたのである。

「資本(個別資本：岸本)は剩餘勞働を求めるその無制限な盲目的衝動——その人狼的渴望——のゆゑに、ただに勞働日の道徳的な最大限度ばかりでなく、その純肉體的な最大限度をも乗り越える」(資本論第一卷六六〇頁)。産業革命は資本をしてこの事を可能ならしめたが、これは所謂「原生的勞働關係」(過度勞働と低賃銀と身分的權力的な勞働關係の支配)を展開せしめ「ただに勞働力の標準的な道徳的および肉體的な發展」ならびに活動條件を奪ふであらうやうな、人間の勞働力の萎縮を生ぜしめるだけではない。それは勞働力そのものの餘りに早い疲憊と死滅とを生ぜしめる」(『資本論』第一卷六六二頁)に至る。この事は個々の資本にとつて何等顧慮するに値しないが、資本制社會總體としての立場Ⅱ社會的總資本の立場にとつては事情は異なる。例へ「經驗が一般に資本家に對して示すものはたえざる過剩人口、すなはち資本の當面の増殖慾に比較しての過剩人口である」としても、その「過剩人口の流れは、發育不全の、早く死んで了ふ、急速に交替する、謂はば未熟のうちに

大河内一男教授著「社會政策」(總論)

摘みとられる、代々の人間から形成されている」(『資本論』第一卷六六九頁)のであつて、この様な勞働力や過剩勞働力を地盤としては、資本制社會はそのものとして順當に循環する事は不可能である。何となれば勞働日の限界、特に其の純肉體的限界を越えた勞働力搾取は、正に價值法則の破壊であつて、資本主義社會そのものの自己否定に外ならないからである。かくて社會は(社會的總資本)、個別資本に強制して、その剩餘勞働に對する人狼的渴望を「勞働日の限界」内に抑制するに至るのである。社會政策はかかるものとして教授によつて正しく把握されたのである。——「社會政策は資本制經濟に對する道義的批判を基調として謂はば經濟の外から與へられるものとして理解されることなく、むしろ資本制經濟そのものの存立ならびに發展を生産要素たる勞働力の點から順當に保證するための條件として、即ち資本制經濟の再生産の條件を「勞働力」の様々な在り方に係はらしめて採り上げる政策として、そのための總體としての資本の意志を表現する政策として經濟の中からその必然性として理解される」(四四四頁)と。ここに我々は教授が社會政策を社會總資本の勞働力政策として把握されているのを見るが、本書第一章はそのための説明に當つたものである。ここに注意すべきは教授が、社會的總資本の意思執行者として現實的な役割を果すものは、近代國家(アブソリュートイズムやボナパルティズムではなくて資本國家)に外ならず、又勞働力の人

間的擔當者は、工業、労働者階級である、と指摘されている事である。社會政策の「理論」を考へる上にこれは當然の注意ではあるが、我々が具體的な任意の國の社會政策を考察する場合、その國の「國家」が何であるかを具體的に究明する必要がある事を指示するもので看過されてはならないのである。

所で原生的労働關係克服の意味での社會政策成立の必然性を教授は次の様に定式化されている——『……「労働力」の全般的な廢滅と喰潰しとを防止し、「労働力」總體の「健全な培養」を目的とする社會政策の必然性は、……資本に對する労働の階級的闘争によつて始めて與へられるのではなく、むしろ資本制的な産業社會そのものの適當な運営のための經濟的必然性に屬するものであつて、マルクスの述べている如く、資本主義經濟の「自然律」として考へらるべきものである。それ故にまたとえ資本に對する労働の反抗や階級闘争が存在しない場合と雖も、經濟社會はそれ自體の內的必然性によつて、即ち總體としての資本の立場に於ての必然事と考へられるところの「労働力」を保全し培養する必要によつて生まれ来るものである』(「一三頁」と。斷るまでもなく資本による労働日の「肉體的限度」を越えた收取は、従つて又原生的労働關係の展開は、理論的には價值法則の破壊であり、この限り資本主義社會は、そのものとして存続する限り、個別資本の剩餘労働に對する無制限の渴望は、少くとも「労働日の肉體的な限度」内に抑制されてい

なければならない。従つてこの限りに於て、教授の言はれる様にこの意味の社會政策は、労働の闘争を離れて、資本制社會の「自然律」として生れる様に見える。ローザ・ルクセンブルグも「經濟學入門」に於て「最良労働日に關する最初の法規は、労働者の壓迫によつて強制されたよりも、むしろ資本家社會の單なる自己保存の動機によるものであつた」(邦譯、岩波文庫版三七七頁)と云ひ、マルクスも「……イギリスの工場法は同じ渴望(剩餘労働に對する渴望：岸本)の消極的な表現である。この法律は、國家によつて——しかも資本家と地主との支配する國家の側から——労働日を高壓的に制限することにより、労働力の無制限な吸取に對する資本の熱望を取締るものである。日にますます威嚇的に膨脹しつつある労働者運動を度外視すれば、この工場労働の制限は、グアノをイギリスの畑に注ぎこんだのと同じ必然性によつて指圖されていた。すなはち、一方の場合では土地を瘠せさせて了つたその同じ盲目的な強奪欲が、他方では國民の生命力の根源を襲つていたのである」(「資本論」第一卷六〇二頁)。「機械が資本の手中で生ぜしめる労働日の無制限の延長は……のちに至り生活の根源を脅やかされた社會の反動を、従つてまた法律によつて制限された標準労働日を招來する」(同上九五四頁)。「工場立法、すなはち、社會の生産過程の自然發生的な姿態に對する社會のこの最初の意識的で計畫的な反作用は……綿絲や自動機械や電信と同様に、大工業の必然的な

產物である」(同上、一〇九頁)と述べて教授を裏書きしている様に見える。しかしここに注意すべきは、マルクスの最初の引用文は「日々ますます威嚇的に膨脹しつつある労働者運動を度外視すれば」といふ重大な但書がついているし、第二、第三の引用文は、資本論第一巻第四篇第十三章(機械と大工業)に論ぜられていて、第三篇第八章(労働日)の事實は飽くまで前提せられているといふ事である。資本制社會に於ける「自然律」は、具體的・現實的に、労働者の階級闘争を通じてのみ始めて貫徹されるものに外ならず、抽象的にそのものとして無媒介的・自然的に貫徹されるものでは決していない。「労働日」の説明に於て、マルクスが「労働日の限界」を先づ論じ、労働日の變動は、この「特定の限度内においてのみ」(「資本論」第一巻五八七頁)行はれうることを、そしてこの限度内に於ける變動は、強力によつて即ち労働階級と資本階級との闘争によつて決定せられる、と説いたのは、飽くまで労働日の問題、従つて剩餘労働時間の問題を、抽象的・理論的に把握したものに外ならなかつた。だがこの労働日は其の限界があるとは云へ、極めて伸縮自在のもので、それ自體に於ては規定されていない大きさであるが故に、又労働日の長さは交換の諸法則からは引出すことが出来ない故に、マルクスは、労働日を具體的(事實的・歴史的)に取扱はざるを得なかつたのであり、夫々の労働の具體的な長さを階級闘争の結果として確定したのであつた。従つて労働日の問題を、マ

ルクスは具體的に事實として歴史的に取扱つたが飽くまで労働日の理論に「労働日の限界」の問題に従屬せしめたといふ事が出来る。これは既に述べたところであるが、具體的な労働日の問題は、かくてこの労働日の解決・理論の方向に於て處理されるを得ないといふ事、そしてこれが階級闘争を通じてのみ解決せらるる事をマルクスは論じたのである。マルクスはかくて労働日の問題を理論と歴史との、抽象性と具體性との統一に於いて把握したのである。さればこそ、マルクスは「労働日」の章の第六節標準労働日のための闘争……に於て工場法成立の問題を「……労働の期間、限界、休止を時計の音に従つて軍隊式にきちんと規制するこれらの精密な諸規定は、決して議會の空想の產物ではなかつた。それらは近代的生产様式の自然諸法則として、諸關係から漸次的に發展したのである。それらの自然諸法則の定式化、公認および國家的宣言は、長期にわたる諸階級闘争の所産であつた」(「資本論」第一巻六九八頁)と定式付けたのである。これは決して大河内教授の社會政策Ⅱ工場法論と同一ではない。教授は資本制社會の「自然律」を経済的必然性に狹隘化してられる。だが「自然律」は決してこの様なものとして狭く理解せられてはならない。教授の表現を用ひるなら經濟的必然性と社會的必然性との統一としての「必然性」に於て理解しなければならぬのである。この様に考へるならば、教授が最初の工場法の成立を、下からの闘争を媒介としない「上

からの社會政策」として理解し（例へば二〇二頁、二〇四頁、二〇五頁、二一七頁、二二四頁等參照）、階級闘争を「社會的必然性」としてではなく、社會政策實現の單なる「一契機」として宗教團體や慈善團體の力と同様に理解された事（二一七頁、二一七頁、二二〇頁、二二二頁、二三二頁等參照）は社會政策理解における意大なる弱點ではあるまいか。云ふまでもなく労働者の組織的運動は大工業時代の資本制生産關係の「必然的な產物」であり（本質的には教授の如く「上からの社會政策」）労働者保護が労働者運動の前提であると理解すべきではない、これは社會政策の「經濟的必然性」に對しては明らかに外からの契機ではあるが、これは決して單なる「一契機」ではなく「社會的な必然性」としての契機である。何となれば勞資の利害の對立は「強力」によるにあらざれば個別資本は云ふまでもなく社會的總資本をも護歩せしめ得ないからである。宗教團體や慈善團體の力は決して「強力」を意味しないのである。「労働者たちは、彼等を苦しめる蛇に對する「防衛」のために、彼等の仲間を結集し、且つ階級として、一の國法を——彼等が資本との自由意思的契約により彼等自身および彼等の種族を賣つて死滅と奴隸状態とに至らしめることを防過するところの一の力強き社會的防止手段を——強取せねばならぬ」（「資本論」第一卷七三九頁）のである。従つて『最初の社會政策（工場法のこと……岸本）は「總資本家たる資本家階級と總労働者たる労働者階級

との間の闘争」（マルクスの言葉……岸本）や「資本家と労働者間に於ける幾世紀に亘つた抗争の結果」や「資本家階級と労働者階級との間に於ける恒久的にして多かれ少かれ隠蔽された市民戰の產物」（以上何れもマルクスの言葉）として考へられるべきものではなく、「原生的労働關係」支配下に於ける個別資本の「労働力」に對する濫奪と喰潰とを防止し、總體としての資本が一定數量の「労働力」を自由で健全な生産要素として、確實に其の手に把握しようとする要求に根差すものであり、産業社會そのものの經濟的必然性として成立する。この意味での社會政策は、マルクスの述べているように「鐵の如き堅固不動の自然律」として貫徹されることを要請されているのである（二二〇頁、傍點岸本）との教授の言葉は、マルクスの方法において社會政策を充分に把握したものとは決して言へないであらう。「自然律」さへも階級と階級との闘争なくしては貫徹し得ないところに資本制社會本來的特質があるのではあるまいか。對立物の闘争こそ發展（內在的合則性展開）の眞實の「根據」である。

所で、教授は、工場法を社會的總資本の「労働力」保全培養の政策として理解せられたが、我々は、「資本論」の立場に立つとすれば、これは資本の剩餘労働に對する渴望の「消極的表現」として、即ち資本家階級の労働者階級に對する「收取の體系」として、このための労働力保全政策として理解する必要がある

であらう。これは決して單なる用語の問題ではない。社會政策を「收収の政策」の「特殊形態としてではなく、勞働力の「保全培養の政策」として理解するといふことは、我々の立場そのものを、資本制國家の、社會的總資本の立場に立たしむる危險を含むからである。マルクスの理論を辿つて「資本の立場」に到達する事は、如何なる意味に於いても理論的に正しい態度ではない。又この態度は社會政策の所謂「生産力」理論に墮する危險を持つてゐると云へるであらうか。社會政策は一義的に勞働力政策としてではなく（生産力的把握）、勞働者＝勞働力政策として二重の構造において把握する必要があるのではあるまいか。

五

今や我々は、發展せる諸形態の社會政策（工場法の一層の發展、勞働保險、勞働組合法等々）の成立の必然性と本質について考察しなければならない。勞働日の問題を例にとれば、マルクスはこれを勞働日の限界（勞働日の純肉體的限界と道德的限界）内に於ける變動＝短縮（勿論短縮は必要勞働時間まで、即ち剩餘勞働時間を零にするまで短縮する事が不可能たるは論ずるまでもない）の問題としてそれが具體的にどの様に決定されるかを、階級闘争の結果に求めた事は既に述べた通りである。

かくて、我々は社會政策の發展の問題を、階級闘争から、勞働者階級の全體としての組織的強力から導き出す事が出来るが

其の本質は、云ふまでもなく、勞働力收収の「消極的表章」に外ならぬ、と言ふ事が出来よう。しかも資本の剩餘勞働に對する渴望は、不斷に勞働者階級の闘争による勞働條件の改善を無効ならしめ（勞働の強化や不變資本充用上の節約や團結權に對する不斷の抑壓等の手段による）、勞働條件をして、勞働力の價值以上への引上げを不可能たらしめるばかりか、逆に價值以下への引下げを強制するのである。然し闘争は、社會的總資本＝國家をして勞働條件を勞働日の限界の線に副つて解決せしめ、資本制社會の循環を保持せしめるのである。

この様に勞働條件の改善は、決して強力による單なる改善ではなくして、社會的總資本をして、かかる改善を實現せざるを得なくさせる經濟的な必然性のある事を忘れてはならないのである。「資本論」は之を次の様に書いてゐる——「……標準勞働日の基礎上では……勞働の強化が發展して決定的に重要なものとなる」（第一卷九五四頁）「……勞働日を延長することが法律によつて斷然禁止されるや否や、資本は勞働の強度を組織的に高めることによつてよい氣になり、また機械のあらゆる改良を轉じて勞働力のより大きな吸収のための手段たらしめる傾向があるが、この傾向はやがて再び勞働時間の再度の減少が不可避免となる一の回歸點に達するに違ひないといふこと——かうしたことに毫末の疑もない」（同上、九七三頁）と。かくて社會的總資本の「悟性」は、勞働者階級の闘争に媒介されて、勞働日

の一層の短縮を、總じて、勞働條件の「改善」を必然化するものである。

ところで大河内教授はこれをどの様に考へられているであらうか。教授が「原生的勞働關係」克服のための「勞働者保護法」工場法を、上から、即ち下からの勞働階級の抗争を離れて、實現される、と述べたことについては既に批判した。教授自身の次の言葉が、教授の理論を自己否定していないであらうか。即ち云ふ『勞働組合の社會的機能は「勞働力」なる商品の商品性を貫徹せしめる、といふ點に存していた。勞働組合は……經濟の「自然的秩序」に對する「強力」を意味するものではなく、それによつてはじめて、資本制社會に於ては社會的勢力の劣位であるため極めて不利な「勞働力」といふ特殊な商品を其の價値通りに販賣せしめるための不可缺の手段であつた。いま勞働者組織の「強力」が全然存在しないと假定すれば、おそらく「勞働力」は繼續的にその價值以下の販賣びを受けるのみならず、勞働關係の原生的形態を維持付けていた身分的、權力的關係も亦解消することはないであらう』(二三頁、傍點岸本)と。

教授は發展した形態に於ける社會政策の成立を次の様に把握されている。——『勞働者としての社會的存在およびその組織を中心とする、一層進んだ意味での、その主體的側面の自覺と組織化を含んだ意味での「勞働力」を對象とする社會政策、即ち主として勞働者の社會的および文化的存在としての權利と

地位の獲得を内容とする社會政策については、勞働者組織の強力と闘争とが絶対に必要である』(七八頁)と。

そして之を社會的總資本の勞働力政策として把握し、その經濟的必然性を次の様に述べられている。——『生産要素たる「勞働力」の主體面に着目した社會政策が……資本制經濟そのものの確保と培養の必要から生じて来る。勞働者が單に「勞働力」としての存在たるのみでなく、自らの社會的地位を自覺するとともに、これを改善するために自主的な組織を作るようになれば、すでに「勞働力」は單に物的生産要素としてのその客體的存在においてのみならず同時にその主體的面に於ても問題とされなければならず、意識化された「勞働力」または社會的に組織された「勞働力」として取扱はれなければならない。この時期に於ては、勞働者は最早や資本にとつての生産要素たる「勞働力」たることをやめたのではなく、主體化され組織化された「勞働力」としてモデファイケーションを受けるだけである。それ故、この場合に生ずる社會政策は、勞働に對する資本の慢然たる協同や妥協、または勞働に對する資本の護歩などといふやうなものではなく、社會的な自覺と要求とを持ち資本に對して組織に據つて闘争するに至つた「勞働力」の資本による獲得であり、かかるものとしての培養のための手段なのである。目的は決して勞働階級自身の福祉にあるのではなく、この段階に於ける「勞働力」をなほ資本の用途に供するとい

ふ點にあるのである。それ故、一見したところ、労働者組織や労働運動を直接の契機として生まれる社會政策は、その本質上資本制經濟に内在する經濟的必然性に根差すことなく、單に政治的な要因から生まれるように誤解され易い。けれども、資本制經濟がかかるものとして存続している限り、そこに登場する社會政策は、常に總體としての資本が「労働力」を、その成熟のすべての段階を通じて、安全確實にその手に把握するための手段である點を忘れてはならない」(二八九—二九〇頁)と。我々はここに教授が、これらの社會政策を、一方では階級闘争の產物だと述べてはいるが、實は尠くまで社會的總資本の「悟性」の產物として理解されている、と感じないであらうか。資本制社會そのものの發展を社會的總資本の一方的な「悟性」の產物として把握されている、と感じないであらうか。これは教授が社會政策を一貫して生産力的側面からのみ把握せられた事に、即ち教授自身が社會政策の立場に社會的總資本の立場に立たれた事に由來するのではあるまいか。資本制社會の「悟性」は、階級と階級との闘争を通じてのみ實現し貫徹されるのではあるまいか。

大河内教授はかくて社會政策の本質を、一貫的に、社會的總資本に近代國家の労働力政策として、資本制經濟にとつて内在的必然性として把握せられたのである。即ち云ふ——『資本制經濟の存立並びに發展の條件を「労働力」に係はらしめて考察

するといふことが社會政策の理解にとつて正しい態度だとすれば、社會政策の課題を商品たる「労働力」の調達と獲得に求めるといふことは……社會政策の本質理解にとつて決定的に重要なことなのである。換言すれば、社會政策を、労働者に對する保護、または救済、或は勞資兩階級の力のバランスの表現といふ風に、道義的または政治的にみることなく、資本制經濟にとつての内在的必然性であり、その「自然律」の一表現であるとするなら、即ち社會政策を近代國家の労働力政策としてみるなら、「労働力」の「創出」のための政策も、労働者に對する「保護」を意味する政策も、また労働階級に對する政治的「妥協」と解釋される政策も、すべて、生産要素としての「労働力」の獲得と保全のための、即ちそれによつて資本制經濟の存立と發展とを、總べてその再生産を確保するための政策として、統一的に理解することが出来るであらう」(九九—一〇〇頁)と。我々はここに、社會的總資本に近代國家の、教授による物神的な把握を發見しないであらうか。

我々が教授の「社會政策」に於て注目すべき點は、教授が社會政策を「労働力政策」一般として、即ち労働政策(『經濟政策』として把握されている、といふ點である。これは教授が、「労働力」の原蓄政策を、即ち、かの殘虐立法に労働者法令を社會政策と見られている點に端的に表はれている)(一一頁、九二頁、九八頁、九九頁、一〇〇頁、一〇二頁、一一七頁、一三

六頁、二五二頁、二五四頁等々参照。だがこれは社會政策を勞働政策と見る事の當然の結果でもある。さうだとすれば教授が社會政策を次の様に三つに限る事は訂正されねばならぬであらう。——「一、一定數量の生産要素たる「勞働力」の賃勞働としての創出と陶冶。二、經濟社會に提供された自由な賃勞働を個別資本の非合理的で無軌道な喰潰しから擁護し、健全なる「勞働力」を培養する經濟的必置。三、資本制産業の一定の發展段階以後に於ては、組織化された「勞働力」としての勞働者組織そのものを資本がその手に把握することの必要。以上三つの要請は、總體としての資本が「勞働力」に對して提起する經濟的な資本の再生産維持の必要に根差した要請であつて、この三つの要請をみたすことなしには、經濟社會の圓滑な運営、即ち經濟の再生産機構の保持は不可解である」(二五〇—一頁)と。何故なら資本制社會の「一般的危機」以來、國家は所謂「社會政策」の切下げややく奪(例へば昨今の日本に於ける團結權の制限や業種別平均賃銀政策等)を行ひ、又現に行ひつつあるが、これらの政策は、明らかに資本社會没落崩壊阻止のための國家の強力的な「勞働力」政策であつて、これを社會政策から除外する事は矛盾だからである。

所でこの様に、社會政策を、勞働力政策一般として理解する事が果して社會政策理解にとつて「合理的」な態度であらうか教授自身社會政策をこの様に「勞働力政策」一般として理解し

ていない事を本書の到る所で表白されている。例へば二百四頁で通例「勞働者保護」と稱ばれるものを「最初の社會政策的行為」である、とされているし、又二百二十頁で「最初の社會政策は……原生的勞働關係支配下に於ける個別資本の「勞働力」に對する濫奪と喰潰しを防止し、總體としての資本が一定數量の「勞働力」を自由で健全な生産要素として、確實にその手に把握しようとする要求に根差すもの」とされている。この様に理解する事が社會政策理解にとつて合理的な態度ではあるまいか。何故なれば、資本制國家が勞働力政策、勞働政策なくして存続するとは何人も考へないであらうが、何故に「勞働者保護」や「勞働組合法」を制定せざるを得ないかは必ずしも常識的に明らかではなく、又この二つの種類の「勞働者保護政策」の本質が何であるかは理論的究明を要する重大な課題でなければならぬからである。そしてここにこそ社會政策理論の課題を見る事は最も妥當な態度ではあるまいか。所謂、勞働者法令、殘虐立法的勞働力創出政策や一般的危機下、國家獨占資本主義期の勞働條件切下の勞働力政策については、何人も之を資本の勞働力收取政策であるとしてその本質を見誤る者はないであらうが、工場法や社會保險や勞働組合法等の「勞働者保護政策」については、これが「保護」といふ現象形態をとつて現はれるだけ、その本質を把握する事は何人にとつても決して容易ではない。この「保護」政策として現象するものを、その本質が、實に資

本の勞働に對する收取政策の一形態であること、そして資本制社會が自己の收取法則を貫徹するためには何故に「勞働者保護」の勞働力保全政策を遂行せざるを得ないかの必然性を把握する事、ここにこそ社會政策理論の課題を見出すべきではあるまいか。

最後に事實についての誤記と思はれる二、三の點について。四八頁で日本社會政策學會の創立が、明治三十三年とあるは、明治二十九年に、一三八頁に産業革命期を一七八〇年—一八三〇年とあるは、一七六〇年—一八三〇年に、一五五頁終から四行目の「十四時間の立業」とあるは「二十四時間の立業」に訂正せらるべきであらう。

極めて優れた、理論的齊合の一貫した、深い内容を含んだ本書に對し、この様な形で筆者の疑問の二、三だけを提起（筆者はまだ多くの疑問を本書に對して持つてゐる）した事は、本書を傷けるものであつたかと怖れる。だが本書の價值は、いくら強調しても強調し過ぎるものではないのである。ここに教授の御寛容を請ひ、教授の御教示を心から願ふ者である。

(一九四九年、二、二〇)